

傷病手当金を請求される方への注意事項

1. 傷病手当金とは

被保険者が病気やケガの療養のため、会社を休んだときの収入を補償し、生活の安定を図り、病気やケガの療養に専念し、労働力の早期回復を図ることを目的に設けられた制度です。支給を受けるには、次の4つのすべての条件に該当している必要があります。

- ① 病気やケガによる療養のため
- ② 仕事に就かず会社を休んでいること（業務災害や通勤災害を除く）
- ③ 連続して3日以上仕事を休んでいること（休業4日目から支給）
- ④ 給与の支払いがないこと（支給されていても傷病手当金より少ない場合は、その差額）

2. 「療養のため」とは

傷病手当金は、療養に専念し、労働力の早期回復を図ることが主な目的であるため、病気やケガの治療を行い正しく療養に専念することが必要となります。

〈 正しい療養 〉

1. 医師の指示に従い受診（通院、入院）すること。
2. 医師が薬による治療が必要として処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り指示通りに服薬すること。処方された薬があわない場合は、自己判断で服用を中止するなどせず、医師に必ず相談すること。

なお、正当な理由もなく自己判断で受診を中断するなど、正しく療養をされていない場合は、傷病手当金が支給されないことがあります。

3. 支給期間

傷病手当金の支給を開始した日から通算して1年6ヵ月間です。

4. 傷病手当金請求書の記入について

- ① 給与に代わる生活保障の一環で支給されるものとするため、基本的に1ヶ月毎に請求してください。
- ② 請求書を提出する際は、記入漏れや誤りがないかご確認ください。
- ③ 記入箇所を訂正するときは、記入者の訂正印を必ずご捺印ください。

5. その他

退職後の継続給付で請求する方は事業主証明が無くなるため、別途「療養・日常生活状況等報告書」の提出が必要となります。